

天保国絵図の作成過程について

藤 田 覺

はじめに

天保国絵図の作成過程に関する、従来の一般的かつ常識的な理解は、福井保氏が、天保武蔵国絵図の解題において述べられているような内容であろう。まず、福井氏の説を紹介しておこう。天保六年十二月付の勘定奉行よりの国絵図調進指令を説明したのち、次の如く述べている。

上述の手續規定が示すように、各領主、代官は村々に令達して村庫の国絵図を貸し出したので、これと対照し、異動のある点には付箋して註記を加えた。諸国の筆頭領主はそれらを総合してその国の地図をまとめ、絵師に描かせてこれを幕府に上呈した。

これによれば、各代官・領主は、村絵図を集成して領内図を作成し、幕府から借覧した元禄国絵図と対照して異同をただし、国絵図調進の責任者絵図元の大名等がそれを総合して国絵図に仕立て、幕府に提出した、とされている。この説明によれば、天保国絵図の作成過程は、元禄のそれとほぼ大差のないものと言えるだろう。

しかし、以上の説明では、つぎのようないくつかの疑問点がでてくる。第一は、ほぼ同様な過程を経たにもかかわらず、元禄国絵図の控

図、写図、あるいは下図が各地に伝存されているのに対し、同様の性格の絵図が天保国絵図の場合には伝存しないという点である。この点は、福井氏も、「かつて国立史料館の展示会において、同館所蔵の天保伊勢国絵図が陳列されたことがある。それ以外には、天保国絵図の存在について聞くところが無い」と述べられている⁽²⁾。また、各地の国絵図を調査する過程で、天保国絵図の控・写・下図が見られないことにたいする疑問も提起されている。天保国絵図原本が内閣文庫に全国完全に揃って保存されている事実と、際立った対照をなしていると言えよう⁽³⁾。さらに、海野一隆氏が、「御国御絵図面仕立方御入用積り内訳帳」(天保七年)という史料を紹介されているが、それにより、幕府が、国絵図仕立の費用を作事方絵方の斎藤源左衛門に見積りさせていることが判明する。何故、幕府が絵図仕立の経費を見積りしなければならないのか、これが第二の疑問点である。

しかしながら、天保国絵図の作成にかかわって各大名等の手元に残された絵図は、元禄国絵図等のそれとは形状等において大いに異なっているが、いくつか伝存している。そこで、まず、大名等の手元に残された天保国絵図の作成にかかわる絵図のいくつかを紹介し、ついで、越後新発田藩と仙台藩における絵図作成過程を検討することにより、前記の間

題を明らかにしよう。

一 現存天保国絵図控図の紹介

筆者が直接確認したものとしては、山口県文書館所蔵の周防長門国絵図、金沢市立図書館所蔵の加賀越中能登国絵図、国税庁税務大学校租税資料室所蔵南部藩領図⁵⁾、本所所蔵島津家文書の中の薩摩国絵図の四点である。順次紹介していこう。

1 周防・長門国絵図

この絵図は、箱に納められている。箱蓋の表に、

「天保八酉年御勘定所

被差出候控

御両国絵図 周防国六卷
長門国七卷

と墨書されている。また、箱蓋の裏側には、

元禄之度大公儀被差上候御国絵図・郷帳年曆相立候付、天保二卯年御国高取調被仰出候処、御調出来ニ付、今般御国絵図之儀茂御改被仰出候、依之元禄之度絵図写相渡候間、往還並海岸通・川筋其外新田村ニ至マテ不洩様、当時之地模様右絵図ニ掛紙ニ直し候様、天保六年被仰出、右御渡相成候写図⁶⁾掛紙ニテ直し、天保八年御勘定所被差出候控^{委細之記録絵図方ニ有之}と墨書されている。

この箱蓋の表書、裏書により、箱中の絵図の性格が理解される。すなわち、天保六年に幕府から作成を命じられ、天保八年に幕府勘定所へ提出した絵図の控である。

箱中の絵図は一国ごとに袋に入れられ、袋上書には、「長門国絵図写 七卷」、「周防国絵図写 六卷」と記されている。袋中には、例えば、長門国が短冊型に七等分に裁断されて、一枚ごとに巻かれて入れられて

いる。裁断された一枚ごとに、端裏書に、「長門国七卷之内 老写」と記されている。絵図の特徴としては、彩色が粗く簡単であり、元禄国絵図との変動を懸紙で訂正し、しかも、郡高、村高も天保郷帳にもとづく石高を懸紙に記している。

のちの検討であきらかになるが、幕府は郡高、村高の記載を不要であると指示しているので、この控図はその指示に従っていない。あるいは、実際に提出した絵図は石高を削除したものである可能性がある。なお、箱蓋裏書に、「委細之記録絵図方ニ有之」と墨書されているが、その記録はいまのところ不明である。

2 加賀・越中・能登国絵図

この三カ国の絵図もまた箱に納められている。箱蓋表書には、「加越能三州絵図六袋」と記され、同裏書には、「明治廿九年六月九日編輯方より三の扣」と墨書されている。箱中には六袋あり、二種類の絵図がおのおの一方国ごとに入れられている。二種類あると述べたが、ひとつは正式な控であり、他のひとつは、控に一定の加工を加えたものである。前者の袋上書には、「加賀国絵図写」と記したのち、「九卷」、「御席之分」と貼紙に書かれている。後者の袋上書には、

能登国絵図写 「八卷」

但、懸紙を以御指出之分後年ニ至糊離之程無覚束ニ付懸紙之通改而之写

「御席之分」

と記されている。後者の但書から、この絵図が、「御指出之分」、すなわち、幕府に提出した絵図の控であることがわかる。すなわち、前者は、変動を懸紙で訂正した正規の控であり、後者は、将来において懸紙がはがれる可能性を考慮し、懸紙の部分を絵図に書きこんだものである。で、一定の加工を施した控図ということになる。

前者の三つの袋には、三国が短冊型に等分に裁断され、加賀国が九巻、越中国が八巻、能登国が八巻に巻かれている。後者も、三つの袋に同じように巻かれて入っている。絵図の特徴としては、やはり彩色が簡単であること、また、村高の記載はないことなどである。のちの検討から明らかになるが、前者の三国の絵図が、幕府の指示にもっとも忠実な内容をもっており、天保国絵図の控図としての典型的なものと言えよう。

3 南部藩領図

この絵図は、南部藩領が短冊型に十四等分に裁断されて、十四枚からなっている。この絵図には、白色と黄色の二種類の貼紙と懸紙、および、朱筆の書き込みがある。例えば貼紙には、「此所遠見番所御扣絵図ニ有之候得共、御渡絵図ニハ無之候」、「平沼村 御渡絵図ニハ平沼間と有之候、御扣絵図ニハ平沼村と有之候」などと記されている。懸紙には「市川 此川荒磯ニ而舟不入」と書いてある所へ、地形の変動を描き、「市川湊 当時川筋懸紙之通、川口相変候付文政十二年以来新湊ニ取立申候」と記載した懸紙を施している。朱書してあるのは、鷹野村の傍に、「拾九石余 内三石余新田改出共」と記すなど、石高を記載する例がほとんどである。

貼紙、懸紙、朱書の記載例、および、それ以外の描かれている地形、記載事項は、同一の所蔵になる元禄図そのままであること、そして、周防・長門、加賀・越中・能登の事例からして、この南部領図が天保国絵図作成にかかわる絵図であることが理解される。記載の状況から推測して、天保国絵図作成のさいの下絵図であると判断してよいであろう。

4 薩摩国絵図

袋ウハ書に、「天保八年酉十二月 薩摩国絵図拾五枚」とあり、折本で十五巻となっている。1～3に紹介した絵図と形状が異なっている

が、その理由は裏書によって知りうる。「薩摩国拾五巻之内 巻」には次のように記されている。

薩摩日並琉球国諸島之切絵図、従公辺御渡之節者巻物ニ而候得共、取扱難致候付折本相調致格護置候、尤彩色字画御扣絵図と大同小異有之候得共、其儘致模写置候事、

但、変替之所拾六枚御掛張ニ而御調進之分者元禄之御扣絵図引合、彩色字画相違無之様取調候、後年為見合右之訳記置候事、

巻物では、閲覧および取り扱いに不便が大きいため、巻物になっていたものを折本にしたのである。この裏書によれば、この絵図は、幕府が薩摩藩に渡付した「御渡絵図」の写である。また、幕府への提出図は、十六枚の「掛張」（「懸紙」と同義か）を施したものであることが理解される。

なお、島津家文書には、天保日向飢肥領図が存在する。一舗に仕立てられているが、懸紙が施されている。懸紙には「古絵図」と註記がされ、元禄図を懸紙で訂正するという形ではなく、懸紙が元禄図の状況を示し、その下が天保の状況を示すという体裁をとっている。この絵図が納められている箱の蓋に、「絵図 伊東修理大夫」とあることから、日向国絵図の作成を命じられた薩摩藩が、飢肥藩に作成させ、飢肥藩が薩摩藩に提出した領内図と考えられる。天保図作成の規準からははずれているが、薩摩藩ではこれにもとづいて日向国絵図を作成したのである。

なお、この外に、福井県立図書館松平文庫に、天保七年作成の越前国絵図が二舗ある。この絵図には作成の経緯が記されているが、まず幕府の指示を要約したのち、つぎのように述べている。

然処、是迄御国絵図御改被仰出候節、御指上ニ相成来候御絵図之儀者、出村・垣内等之儀者認も無之荒増之御絵図ニ而、御国中之委敷御絵図も無之甚御手薄之事ニ付、此度之折を以出村・垣内等ニ至

迄、悉皆不洩御絵図新規ニ認置之者也、

さらに続けて、「此度御国絵図二枚出来、此方者巨細出来の方ニ而、公儀江者不被指出絵図也」とある。すなわち、この絵図は、天保国絵図作成を契機として、提出絵図とは別個に、福井藩が独自の必要から作成したものである。また、短冊型に裁断された形状も有しておらず、それ故に、天保国絵図の控図、写図とはいえない絵図である。

以上の天保国絵図の控図、下図の検討によって、大名等の手元に残される天保国絵図の控図の形状、内容は、およそつぎのようなものであるといえる。すなわち、正保・元禄国絵図等が極大の一鋪に仕立て上げられているのと異なり、短冊型に等分に裁断された幾枚かの部分図(当時の史料では「切絵図」と表現されているので、以後、「切絵図」と呼ぶ)からなり、彩色もごく簡単なもので、元禄図との異同を懸紙によって訂正し、郡高、村高の記載のない絵図である。⁽⁶⁾

二 天保国絵図の作成過程(一) 新発田藩

つぎに、天保国絵図の作成過程を、この一件に関する記録を残している、新発田藩と仙台藩について検討していこう。

1 絵図作成の指令と着手

新発田藩の史料を所蔵する新発田市立図書館に、^(天保六年)「未十二月廿四日江戸表ニ而御国絵図仕立方被仰付候ニ付右調方日記」という書名の冊子が二冊ある(以下この日記からの引用は註記を略す)。この「調方日記」は、絵図作成の直接の責任者となった、窪田太郎助・田村喜兵衛両名が、絵図作成にかかわる諸書付を日を追って写しておいたものである。天保六年十二月二十四日に、江戸藩邸の留守居鈴木周蔵が、勘定所に出頭を命じられ、つぎの「申渡」をうけ、^(帳)請印をしている。「申渡」は、

元禄之度被差上候御国絵図・郷長年曆相立候ニ付、去ル^(天保二年)卯年御国高

取調被仰出候処、御調出来ニ付尚今般御国絵図之義も被仰出候間、右取調ニ付代官並私領役場より可及掛合候間、差支無之様可被取計候、

右之趣大加賀守殿御下知ニ付、^(老中大久保忠真)明楽飛騨守・大澤主馬・中川忠五郎申渡之、^(勘定奉行茂村)

未十二月

というものである。また、絵図作成掛として、勘定組頭大竹庄九郎・勘定岩田鉄三郎・同市野茂三郎・同野口藤三郎・吟味方西村眠助・御徒目付尾島三十郎が紹介されている。

まず注目すべきは、正保・元禄国絵図の作成のさいは、国絵図の作成が主たる要件で、郷帳の作成がどちらかといえば付随的なものであったという点と比較し、天保国絵図の場合は、まず郷帳の作成が先行しているという事実である。この事実が、作成の過程に微妙な影響を与えることは、こののちの記述により明らかとなる。

江戸から国元へ幕府の「申渡」が送付され、国元では、翌年二月五日に責任者として前出の窪田・田村の両名を任命し、二月十一日には、両名の推挙による十名の藩士を絵図作成掛に任命することにより、絵図調進の体制を構築した。そして、筆・墨・紙等の事務経費の折衝、利用する部屋の交渉を経て作成に着手することになる。

この時点では、幕府の指示が「申渡」のみであったため、つぎの三点が疑問として出されている。第一は、元禄のさいは越後村上藩と新発田藩で岩船・蒲原郡の絵図を作成したが、今回はどうか。第二は、元禄のさいは幕府が正保図を借覧させたが、今回はどうか。第三は、陸奥国の飛知領をどうするのか、という内容である。絵図掛は、藩御用部屋の許可をえ、「御勘定御組頭大竹庄九郎様右御掛被仰蒙、貴様ニ者御同人様江御懇意も被成候事」という理由で、江戸藩邸の預所掛片岡勇へ、前三

項の疑問につき、大竹に「御内慮伺」することを依頼している。

ここで注目すべき点は、幕府の指示に対して藩の側で疑問なり不明な点が生じた場合の処理の仕方である。すなわち、藩では幕府に直接に質問書等を提出するのではなく、特定の幕府役人と懇意な江戸藩邸の藩士を通じて、内々でその役人に問い合わせる（「御内慮伺」）ことにより処理している点である。

天保七年四月十四日に、江戸藩邸の留守居が勘定所の呼び出しをうけ、絵図作成にあたっての具体的な指示を与えられた。

申渡

元禄之度被差上候御国絵図・郷帳年曆相立候ニ付、去ル卯年御国高取調被仰出候処、御調出来ニ付猶今般御国絵図之儀も御改ニ付被仰出候、依之元禄之度御国絵図写相渡候間、往還並海岸通川筋其外新田村ニ至迄不洩様当時之地模様右絵図江掛紙ニ而相直し、尤御料他領入交之場所者其向々江相達置候間、夫々及掛合早々取調可被差出候、右之趣、大加賀守殿御下知ニ付、明楽飛騨守・大沢主馬・中川忠五郎申達之、

申四月

この「申渡」のあとに、

右之趣被仰渡、承知奉畏候、以上、

内藤紀伊守家来

四月十四日

伊勢道太

御名家来

鈴木周蔵

と、「請」を行なっている。越後村上藩の留守居と連名であることと元禄図の写について、鈴木周蔵は説明を行なっている。

右大手後御勘定所江御呼出ニ付罷出候処、内藤紀伊守様衆一同被仰

渡、御国絵図一袋十巻入御渡被成候、此段申上候、以上、

この「申渡」等から、次の点が判明する。第一に、村上藩と新発田藩と共同で作成すること、第二に、幕府が元禄国絵図の写を渡付し（以下「御渡絵図」と称す）、それを懸紙によって変動箇所を訂正して幕府に提出すること、第三に、「御渡絵図」は、十巻に裁断されて一袋に入れられていることなどである。ここで、第二節において紹介した天保国絵図の控図の形状、すなわち、短冊型に等分に裁断された幾枚かの部分図、つまり切絵図に懸紙を貼りつけて訂正している形状が想起されるであろう。

四月晦日にこの「申渡」が国元にもたらされたが、五月四日には、さきに依頼しておいた「御内慮伺」の回答が、片岡勇より送付された。片岡が大竹に面会したのは、三月八日で、「申渡」以前のことであった。

庄九郎様 御内話書取

御国絵図取調心得方之儀ハ、越後国者新発田・高田・村上之御三方江元禄之絵図越後一国之分写取、当月半前後ニ者可相渡候間、三方被仰合候而元禄以来山林・新村・川筋海岸等変地或者亡所等之趣、御料・私領・寺社領其外不洩様取調候而、右変地之模様相渡候絵図江美濃紙ヲ以掛紙ニいたし被差出候儀ニ而、新ニ絵図仕立被差出候儀ニ者無之、尤三方被仰合相渡候絵図ヲ写し切絵図ニいたし、御銘々取調場所江出役ニも不相成候而者行届申間敷哉、夫等者御調方之御心得被仰合候ものニ候得共、御銘々一國ヲ調候ニ者不及、三手ニ引分ケ切絵図ニ而宜旨被仰聞候事、

この大竹の説明により、絵図作成の手順等がより詳細にされる。越後国絵図は、新発田・高田・村上の三藩で作成すること、三藩が地域を分担してもかまわないこと、幕府が渡す写絵図に懸紙を施して訂正し、それを幕府に提出するのであって、新たに絵図を作成する必要のないこと等である。

また、四月十四日に、村上藩と組合せて「御渡絵図」を渡されたことからこの写絵図の取り扱いをめぐり、江戸で協議がなされている。

然処、都而公義御渡絵図・書付等者大体写を御国許江差下、本紙ハ江戸ニ差置候御諸家一体之御振合ニ有之、

幕府から渡される絵図・書付類は、江戸藩邸で写を作成し、国元へは写を送付するのが諸藩の通常の処理法であるという。村上藩もそのようなシステムをとっているので、右筆に写を作らせて国元に送付すること、また「御渡絵図」の保管については、十巻一袋を一括して交互に預るようにしたいこと等の意向を示した。結局のところ、八月十五日には十巻一袋の「御渡絵図」が江戸から新発田に送付されてきている。村上藩は写を作成して国元に送り、新発田藩が、「御渡絵図」を保管することになったようである。当然の事柄であるが、新発田藩でも写を作り、写絵図で具体的な作業を行なうことになる。

十月十日には、絵図作成掛の役人十名が誓詞を提出し、具体的な作業に着手することとなった。村上藩の担当者との協議に入り、十一月初旬には清水谷において会見し、絵図作成に関する分担を取り決めている。

申合書ニも有之通、蒲原郡ハ此方様、岩船郡ハ村上ニて調候下、双方突合、伺絵図仕立方者村上ニて引請候図ニ御座候、尤蒲原郡ハ大郡之儀ニ付引分ケ調候図ニもいたし見候得共、一郡を分ケノニいたし候而者何分混雜いたし、却而差支候ニ付郡分ケニて取調候事ニ相成候処、

蒲原郡を新発田藩、岩船郡を村上藩が異同の調査を行ない、幕府への伺絵図を村上藩が担当するという内容である。

このような協議をへて調査を始めるが、早くも幕府から第一回目の督促があり、そこでのやりとりのなかで、新発田藩の担当者が描いた絵図の構想と幕府側のそれとが大きく食い違っていることが明確にされてく

る。幕府の督促は、天保七年十一月六日に行なわれている。勘定所では、新発田藩の片岡勇を呼び出し、第一に、「可成丈ケ手操いたし早々出来可差出」という督促を行ない、第二に、「入会領主地頭村名不分リ之分ハ書抜可奉伺」と指示し、第三に、「是迄追々出来寄候模様等も可申」と、進行状況の報告を求め、第四に、村上・高田藩への伝達を求めている。ただこれは、「全御預所御用ニ而御出役御序ニ御尋被成候義」、つまり、預所掛としての片岡勇に命じたもので、「表形御催促ハ近々御留守居御呼有之而御達可有之」とあるように、留守居を通じた藩への正式な指示ではないようである。

新発田藩では、さきの指示を督促Ⅱ「糶立」とうけとめ、担当者をはじめ種々対策を協議している。その主なものは、進行状況の報告の内容と、作業の進捗をはかるための方策であった。進行状況については、村上藩と連名で提出する草案を作成している。そこでは、絵図作成の方針と現状が述べられている。

右者元禄年中御絵図取調被仰出候節、右両郡者其節村上城主榊原式部大輔様並信濃守両家江調方被仰付候儀ニ付、信濃守方ニハ右調方之留記も御座候間、此度も右ニ因リ取調、御渡之御絵図面を写取候分江掛紙を以相直し候上御伺申上、御下知を請候下兼而被仰出之通リ取計候図リニ御座候得共、元禄已後年曆相立候儀ニ付、変地並新田村等多ク出来品々入組居、其上当夏以来時々川々出水ニ而内水相湛、或者堤切水難等ニ而場所取調方差支、旁調方果敢取不申、不計延引仕居候得共、

ここに、新発田藩の絵図作成の方針、ないし構想が示されている。すなわち、「留記」に記されている元禄国絵図の作成経過に倣って調査し、その結果明らかとなる異同を懸紙で訂正するというものである。だが、元禄図の作成と同じ手順で行なうという方針には、担当者自身が不

安を覚えていた。十二月三日付で江戸の留守居宛に担当者が書き送った書状の中に、「先般各様迄申進候通、元禄之度御振合ニ因り取調居候儀ニ者候得共、若哉右ニ而此度御調之御趣意ニ振レ申間敷哉」とあることなどから明らかである。このもつとも基本的な点での疑念と共に、絵図に村高を記載することが必要であるのか否か、また、「元禄之度ハ御料領分ケ御書付御渡之事ニも相見」とある点が大きな疑問として出されている。これらの点も含め、「何レ御掛様方之内ニ而御用御頼無之候而者所々差支勝ニ相見」という理由で、「御用御頼」、つまり、さきの大竹庄九郎への「御内慮伺」と同様の措置を江戸表に要請することになる。

国元から評議の内容等を記した諸書付を送付された江戸藩邸では、絵図作成にかかわる情報の収集につとめるが、その中で、国元の方針、構想と幕府のそれとが大きく異なっていることを知る。新発田藩と同様に国元から疑問等を送付された村上藩の江戸留守居が、新発田藩江戸留守居のもとを訪れ、対策を協議すると共に情報をもたらした。情報の出所は、「絵図取調懸り」といわれる幕府勘定方の根立長兵衛である。新発田藩江戸留守居は、他の諸大名の様子、および根立長兵衛等からさらに情報を集め、幕府の方針、構想をほぼ的確に把握するに至った。そして、十二月九日付で国元の担当者に送った江戸留守居の書状によってそれを伝達している。

猶又、御取調被蒙仰候諸家様方聞繕被申候処、元禄度之御振合等ニ不拘、万事手軽之御取調ニ而、余り御手重ニ御伺等有之候而者却而後々御差支も出来可申趣、

つまり、元禄図作成のさいのような厳密な調査等には必要ではなく、「手軽之取調」、つまり簡単な調査で十分であるというのである。つぎが、根立長兵衛からの情報である。

御勘定所同心御頼根立長兵衛と申仁、右絵図取調懸り之由ニ付模様

内聞いたし候処、此度之御絵図御取調者、元禄度之御絵図写御渡ニ候得共、被仰達候通當時之地模様相違之處計御渡絵図ニ懸紙ニいたし御差出被成候得ハ宜、御取調方元禄度之御振合ニ而ハ以之外御差支可有之、御伺等被仰立者猶更不宜、村高書入等之儀も御達し無之支故無益之儀、却而不宜、村々姓名書之儀者早々伺候方宜、御諸家様ニも御伺有之追々御渡ニ相成候由、

ここで明らかとなったのは、元禄図の作成のさいの如く、担当地域を全域にわたって厳密に調査するのではなく、「御渡絵図」と現実が異なっている箇所のみを懸紙で訂正するという作業で十分なこと、それ故、全域を調査することはかえって幕府の方針に反すること、また、村高の記載は不必要であること、領主別に村を分けた「村々姓名書」の下付を早く願ひ出たほうが良いこと等々である。この根立長兵衛の情報により「乍去長兵衛内話之趣ニ而者、兼而被仰越候趣と台体之骨組相違致居候儀」とあるように、基本的な構想において誤まっていたことを知る。

また、天保八年二月初旬には、当時は絵図掛の任から離れていた勘定方の大竹庄九郎に片岡勇が面談し、つぎのような情報を得ている。

先日大竹様ニ御面会之節御模様御咄振ニ而者、変地之處大体ニ相直し、綿密ヲ尽シ候ニ者および申間敷と被仰聞候由、

大竹によれば、厳密な絵図の作成は不必要であるとしている。新発田藩が、勘定方役人から内々に得た情報を総合すると、幕府が諸大名に要求したものは、幕府が渡した元禄図の写と現実が異なっている箇所のみを簡単に調査し、懸紙によって訂正した「御渡絵図」を幕府に提出するという内容であった。江戸藩邸では、収集した情報を国元に送る一方、絵図作成担当者の出府を求めている。

2 幕府の督促と猶予願

新発田藩が、国元の絵図作成の構想が幕府のそれと基本的に異なつて

いることを知ったという段階で、幕府は、天保八年二月十一日に、督促を行なっている。その催促はつぎのようなものである。

昨年四月中御達被置候越後国村上領・新発田領絵図面最早出来致候哉之旨御尋ニ付、右者在所表に申遣置候儀ニ而今以何とも不申越趣申上候処、左候ハ、早々在所表江御差急候儀申遣、何月幾日頃迄ニ差出相成候と申候義書面ニ而申立可申、尤此節絵図面仕立方被仰付、甚御差急ニ付早々在所江可申遣旨御達、

ここでは、絵図が仕上がったか否かを問い、否の場合は完成期日の報告を、しかも早急にすることを求めている。この督促の背景には、天保七年十二月現在で絵図を提出したのが、松前・松浦の二藩にすぎない事実がある。

幕府の構想と基本的なズレが存在することを知った段階で、新発田藩は完成期日、すなわち提出期日の報告を要求されたわけである。早期の提出期日の報告は至上命令であるが、他方、早期の提出が不可能であることもまた自明の事柄であることから、種々の交渉が行なわれ、そのなかに興味ある事実がみられる。

幕府の命令を江戸藩邸から送られた国元の新発田では、村上藩との協議を含めて対策を練っている。絵図掛の間では、担当地域の他領の調査終了のメドが立たないことを理由に期日の確定ができないと報告したいという意見であり、村上藩では、六、七月頃提出という線で報告したいという意向であった。新発田藩国元の御用部屋としては、「此節が分々が申越方アあやふみ頃合難申上杯と申上候ハ、御沙汰ヲ差拒候様之意味ニ相聞候而ハ不宜」、つまり担当地域内の他領が所領内の調査をいつ終えるかわからないという理由で提出期日を報告できないというのは幕府に対して不都合であり、大まかな見当でも期日を報告するのが「御沙汰江対し手順宜敷」という判断を示し、結局、村上藩の線で処理するこ

とを江戸留守居に一任することになった。江戸では、同じ越後の高田藩が、四月十日まで絵図提出の猶予を願い出て、三月末までの許可を得たことから、三月九日に、高田藩同様の第一回目の猶予願を提出した。これに対し勘定方市野茂三郎は、「(四月)十日と申候而者三十日程も有之義、何れ在所表江早々申遣、当月中ニ否可申出」と、三月中の提出を申し渡し、請書をとっている。現実的に不可能であることを認識している江戸留守居は、「当月下旬ニ相成候得者又々御猶予申立」という方針を立て、対応して行く。猶予願について、再び勘定方からの情報を集めている。新発田藩では、預所掛の片岡勇を「御内証向御取扱方」に任じて勘定方の大竹庄九郎、及び、「御同人様御手つるヲ以當時御掛之内重立候御方様江内伺いたし候手続」によるルートと、根立長兵衛のルートとがあり、「御内慮伺」、「内伺」によって情報収集を行なっている。

第二回目の猶予願の提出につき根立長兵衛に「内伺」とすると、「七月と相成候而者迎も納り申間敷、(中略)大凡六月中ニ者取調出来仕候様其表々申越候趣ヲ以差出候ハ、可然」という回答を得た。そこで、四月十二日に、村上藩と連名で猶予願を提出し、勘定所から「可成丈ケ来月中ニも差出候様」との差図を請けた。この経過のなかで、猶予願については、事前に勘定方の役人と話を付けておき、その許容の枠内で正式に提出するという事実がみられる。だが、この猶予でも完成は不可能であることも自明であったので、第三回目の猶予願の検討に入る。

国元の新発田・村上の絵図担当者は、

当時之模様ニ而者七月中ニも無覺束被存候儀ニ付、右之模様申送、此上者出来立頃合駈と治定いたし候ハ、早々可申遣ニ付、夫迄之儀者其都度、此表江不及問合、留守居共ニ而都合宜時々日延願取置呉候様申送、御互留守居共江為任置、弥出来立日限相分り候処ニ而早速其段申送候手詰ニ而如何可有御座哉

と申し合せている。つまり、完成のメドが立たないので、それまでは、江戸留守居の判断で適当な猶予願を何回も提出するという内容である。だが、勘定所の督促は厳しくなり国元の意向が通るような情勢ではなくなっている。六月一日に新発田・村上両藩の江戸留守居連名で、八月までの猶予願を提出したが、勘定方野口藤三郎・福田所左衛門から次のように指図をうけている。

御国絵図取調差出方之儀、先達而五月中迄ニ取調差出候様申達候処、入会多ニ而急速取調出来兼候趣ニ而、八月中迄猶予之儀被申立候得共、最早追々余程之月数ニも相成、外々江聞へ候而も如何ニ付、旁八月中迄と申儀者不相成候間、来月中旬頃迄ニ差急取調差出候様早速在所表江申遣候、尤越後国者場広之儀ニも有之候間、入会多故手間取可申候得共、兼て申達候通差急候儀相含早々可被差出候、勿論御組合之内ニ而絵図面取調延引候ハ、其旨誰々者今以不差出段可被申聞候、左候ハ此方ニ而厳敷相達可申候、此義も早々可被申聞候事、

八月までの猶予を認めず七月中旬までとすること、担当地域内の他領で調査の遅れている所へは、勘定所から直接督促すること等である。ここには、絵図の早期作成に対する勘定所の厳しい姿勢をみることができ。ここから、これ以上の安易な猶予願は困難と判断した江戸留守居は、国元に対して督促することになる。

3 具体的作業

さてつぎに、新発田藩の絵図作成の具体的な作業を紹介しよう。天保八年一月に、郡廻り坂上仁大夫・下勘定方田宮得一郎の両名が出府し、絵図作成のための細部の理解をえようとしている。三月一日には、勘定方根立長兵衛を村上藩側の役人と同道で訪れ、種々の教示を得たようである。また、村上側と協議して、絵図作成に関する「申合帳」を作成

し、さらに、促進をはかるために蒲原郡を二分して担当することも取り決めている。

新発田藩領の調査については書き留められていないので、平松野・加茂・蒲原横越・中之島・赤組の名主五名に下調を命じたこと等以外に知るところがないが、他領との交渉については具体的に知りうるので、水原代官所を事例として取り上げよう。

水原代官所との交渉は、天保八年二月から始まる。水原代官所宛書状で三点を要請している。まず、前年末に幕府から渡付された「御料領村別帳」（蒲原・岩船郡）から幕領を抜き出した帳面を送付し、その中の水原代官所支配の村に印を付けること、そして、「御料領村別帳」に洩れている新田村を書き足すこと、さらに、変地等の調査をしておくこと、以上の三点である。三月に入り、具体的に幕府の方針を知ったので、再度要請を行なっている。次の史料は、三月九日付水原代官所宛書状である。

元禄之御絵図写御下ケニ相成候ニ付、先般其御支配所之分切絵図ニいたし相廻し掛御目候間、右切絵図ニ洩候新田村ハ方角・間数等得と御取調、程能郷形御書入被下、其外都而変地之場所当時正場形ニ御掛紙ニ而御直し被下候様致度奉存候、

水原代官所の支配地域のみを切り抜いた絵図に切絵図を水原に送り、切絵図に洩れている新田村を書き込むこと、変地を懸紙で訂正することを求めている。なお同時に、絵図に洩れた新田村の新開年次の調査も要請している。これに対して水原代官所では、早速調査し、阿賀野川流域の変地等を懸紙で訂正し、五月十六日付で返送している。新発田藩では、この他に会津藩等四カ所とほぼ同様のやり取りを行なっている。

新発田藩の他の作業としては、陸奥の飛地領と蒲原郡の郡境の調査がある。寛政元年に越後の所領のうち二万石を、陸奥信夫・田村・植葉郡

内に移されているので、この飛地領の処理の問題がある。天保七年五月に、当該地域の絵図作成を担当した二本松藩に照会している。二本松藩からは、元禄のさいは、白河・三春・二本松藩で作成したこと、小給知はその近辺の藩が引請けたこと等の回答を得ている。だが、今回の作業については記すところがなく不明である。郡境については、高田藩へ、「郡境縁り通写絵図二巻」、おそらく縁絵図と思われる絵図を送り、確認を得るという手続きをとっている。

以上のような作業を通じて分担地域の調査をほぼ終え、つぎは、共同分担の村上藩と突き合わせて下絵図に懸紙をし、さらに、幕府からの「御渡絵図」に懸紙をして提出するという作業に入る。

4 絵図の提出

天保八年七月初めに、「村上並御当方式夕手ニ而取調候分、一体品々入会居、突合不申候而者程能掛紙出来不申」という理由で、村上藩から担当者が出張し、突き合せを行ない、下絵図への懸紙を終えている。ついで、「御渡絵図」への懸紙について、およそ次のような合意を行なっている。第一は、不明の点も残っていることから、「御渡絵図」への懸紙は江戸で行なうこと、第二に、調査不十分の点はさらに調査すること、第三に、幕府の督促が厳しいので、七月中に担当者が「御渡絵図」を江戸に持参すること、等々である。この合意に従い、新発田藩では、担当者四人が「御国絵図並右取調一卷」を携えて七月二十一日に新発田を発ち、同晦日に江戸に到着している。

この時点では、

外国々御絵図御差出之模様被聞合候処、今以多分不出方ニ而、御絵図小屋江下り、清絵図出来立候分小国四ヶ国程サへ無之由、右之分も今一ト通出来不申候而者全備ニ者無之趣相聞候由被申越致承知候、左候得者御当方而已延引と申筋ニ者無之ニ付、此下タ取計方都合も

宜可有之と一安堵致候、何分時宜見計、^(片岡)勇殿並御留守居中江相伺、宜取計可在之候、

という状況であった。つまり、幕府からの「御渡絵図」に懸紙をして勘定所に提出し、それが幕府の絵図小屋に廻され、そこで「清絵図」、すなわち、内閣文庫に現存する天保国絵図に仕立てられたのは、僅かに小国四カ国にすぎず、しかも、「今一ト通」、つまり二部作成すべきところがまだ一部しか作成されていないという段階であった。それ故に、出府した担当者は、他藩の状況を勘案して提出することが求められたのである。

江戸では、不明な点の調査をすすめ、八月九日には、懸紙を施した下絵図を勘定方根立長兵衛に内々で点検をうけた。根立の絵図についての意見は、「一体其表ニ而取調形ニ而者余リ掛紙多ニ相見不宜」、つまり、懸紙が多く煩雑であるので懸紙を減らすべきであるというものであった。また、同時に提出する「村名変地調帳」については、新発田・村上両藩作成のものは、絵図に記載されている村名の全てと支配の別、さらに新村、入会を書きわけてあったことに対し、惣体の村名と入会は天保郷帳によって勘定所で把握できるので不要であると指摘している。この根立の意見をうけて、懸紙を手直しし、「村名変地調帳」を書き直し、そのうえで再度根立の内見をうけている。そして、「御渡絵図」に下絵図と同じように懸紙を施している。

以上のような一年八カ月にわたる作業を経て、八月二十九日に、「御渡絵図」十巻、「村名変地調帳」を勘定所に提出し、渡付されていた「御料領村名帳」を返却している。⁽¹⁰⁾勘定所では、この「御渡絵図」を絵図小屋に廻し、そこで「清絵図」二部を作成する。つまり、これが内閣文庫に伝存する二部の天保国絵図である。新発田藩では、村上藩の下絵図を借覧し、持参した下絵図に懸紙を施し、岩船・蒲原両郡の控絵図を

作成する。すなわち、これが、絵図作成にあたって新発田藩側に残るはずの天保国絵図の控絵図である。

三 天保国絵図の作成過程(二) 仙台藩

宮城県立図書館の伊達文庫には、「御国絵図記録」四冊、「御国絵図入日記」一冊の計五冊が、「御国絵図記録 五冊」と表書された袋に一括されて所蔵されている。その「御国絵図入日記」によれば、弘化四年十二月に、天保国絵図作成中の諸書付を編集し、浄書本二部を勘定所御帳所と本丸御蔵に納めたことになっているので、現存の「御国絵図記録」はそのいずれかであろう。以下、この記録によって、仙台藩における天保国絵図の作成過程を明らかにしていこう。

仙台藩が、天保国絵図の作成の指示をうけたのは、天保七年十二月二十二日である。このさいの勘定所の申渡は、新発田藩に対するものと同文である。新発田藩へは天保六年十二月二十四日であったから、絵図作成の指示は一斉に行なわれたものではないことが判明し、また、「西国方之御領主^五へ去冬元禄之絵図被相渡、(中略)東国筋者于今絵図御渡無之候得共」と、天保八年三月二十日に江戸から仙台へ書き送っていることから、東国と西国では絵図作成の指示が一年間程度異なっているのではないかと推測される⁽¹³⁾。

仙台藩では、江戸藩邸では調査できないという理由から国元で作成することになり、郡奉行と勘定奉行が担当を命じられた。この段階では、十二月の指示の解釈をめぐり混乱している。すなわち、第一に、仙台藩に絵図作成を命じてはいない、第二に、天保郷帳作成のさい、仙台藩では見取場の届がまだ済んでいないので、それが終わってから絵図の作成を命じるのではないか、第三に、指示の文言にはないが絵図の作成を命じているのではないか、という三様の解釈である。このように混乱しつつ

も、「弥此度御国絵図御改御献上罷成候儀ニ御座候ハ、元禄之度^五も御取合御吟味罷成候方と奉存候」とあるように、元禄国絵図作成のさいの先例を調査し、元禄と同様の構想を描いている。この構想は新発田藩と同様であるが、仙台藩では、江戸に元禄国絵図の控図が、また、国元の勘定所、評定所に、彩色を若干略した控図と記録があることから、元禄図の作成よりは簡単であると予測している⁽¹³⁾。

天保八年四月十四日に、幕府から元禄図の写十三巻一袋を渡され、新発田藩が前年の同日にうけた申渡をうけている。幕府から渡された切絵図は、十三巻に裁断され、のべで幅二間半、長さ五間で、紙は薄紙であり、また、「従公義被相渡候御絵図写ハ至而庵御写絵図ニ而彩色も無之」というものであった。この「御渡絵図」、「申渡」、江戸留守居の情報から、元禄図以後の変動を懸紙で訂正するという基本的な幕府の構想を知るが、勘定・郡奉行は、元禄図との差異を明らかにするには領内の精査が必要であり、特に新田開発の活発であった仙台藩では相当の変動があるので、かなりの作業量となると予測をたてている。このような厳密な調査が不要であることは、新発田藩の例で明らかであるが、天保九年六月の時点でおよその完成期日を担当者が試算し(「座上」篇之見詰)、廻村、庵絵図の作成、清絵図の作成という手順で約三カ年と見積りを出している。

天保八年十一月二十三日に、幕府勘定所は仙台藩に対して第一回目の督促を行なっている。「御渡絵図」を渡してから七カ月であるが、「今以不被指出候、如何様之訳ニ候哉」と催促している。天保九年二月十日には、第二回目の督促がある。提出が遅れている理由を問われ、五月四日に、「全体模様変等有之相分兼候廉、御座候に付」という理由を報告して猶予を願い、四十四日間の猶予を認められた。だが、この時点で国元の担当者に完成期日を見積らせ、既述のとおり三カ年と試算が出され

ている。だが、三回目の督促があり、しかも、

全体此度ハ元禄之御絵図掛紙ニ而直方ニ候得者、左程年数相懸事々敷取扱候も兼々手薄ニ致置候様ニ御取請相成候も如何之筋ニ有之、すなわち、あまりに延引することは日常の治政を問われることにもなる。しかし、仙台藩の本音としては、「元禄ニハ正保御書上以後僅五十年計之間ニ而すら五ヶ年程ニ而取調、此度ハ百四拾年余之年数も有之事ニ候」という点があり、幕府の強い催促に困惑している。江戸留守居は国元と連絡をとりつつ六月二十三日に、三カ月間の猶予を願ひ出て、勘定所から、九月中旬までの提出を強く要求された。

三カ年かかると試算した作業を、幕府の「甚御指急」に間に合わせるために仙台藩が行なった方法は、次のようなものである。

元禄年中被指上候御扣^江当用之御絵図引合之儀ハ、御郡々々所持之絵図ハ当用之訳と奉存候間、右御郡々々為指出候而引合候様仕度取初相達候処、今以不指出候分も有之、大肝入移代等ニ而御郡々々無御座由申出候分茂有之、御遠郡之儀ハ五日十日ニハ到着不仕、彼是右^江引合可申様無之候間、当時御郡方会所御備之御絵図^江引合候様被成下度候、元禄年中御書上後変地等有之、公義^江ハ夫々御届罷成居候共、其節御郡方御絵図相直置不申儀万^一御座候共、此度座上ニ而取調候事ニ候間、当時御絵図通ニ引合候外無御座候間、此段ハ御承知被成下候様仕度候、

すなわち、元禄国絵図の控絵図と郡方に常備している各郡絵図を照合し、その異同を元禄以後の変地とするものである。郡絵図が現地と異なる場合も、現地を調査して訂正するという措置をとらず、たんに「座上ニ而取調」ですますという内容である。まさに、「至而御手輕ニ御取調」であった。照合し、変動を元禄図の控図に直接懸紙を施し、これを下絵図とする方法をとっている。その結果は、

右之通取調振等始品々相伺候上、御扣御絵図を元ニ仕掛紙相直候訳ニ御座候、取初之勘弁ニハ百四拾年以来之儀ニ御座候間、広太之御郡之内是非当時之地模様行違数ヶ所可有御座見詰を以品々相達取掛候訳ニ御座候処、前文ニ相達候通微細之行ちかへ相直し不申方々仕揚ニ罷成候得ハ、過分之直ニも罷成候間、此段相達申候、

というものであった。結局のところ、懸紙により訂正したのは九カ所にすぎなかった。ついで、元禄図の控図に施した懸紙を清書し、これを、「御渡絵図」に貼りつけて作業終了となった。清書は、絵も文字も絵師・右筆に書かせるのではなく、絵図作成の直接の担当者である郡方普請役元々の二名が行なっている。

こうして天保九年七月二十日に作業を終えたが、村高(元禄図と同じく石高)を記載するか否かが依然として不明のままに残された。国元では天保四年提出の天保郷帳の控が江戸藩邸から送付されていないことを理由に、「此段ハ猶江戸表^江被相登御内聞之上御書込相成候方ニも可有之」、すなわち、江戸藩邸で記載の必要の有無を内々に確かめたるうえ、江戸で天保郷帳の控の高を記載するという方針をたて、高を記載せずに江戸へ送付した。江戸藩邸では、絵図の控図の作成をめぐる方針が一定しないため提出が遅れたが、天保九年九月八日に幕府に差し出している。

つぎに、仙台藩は近江と常陸・下総に飛地を領しているが、この飛地領絵図について触れておこう。近江の領分へは、京都町奉行から国絵図改訂の触書が天保八年正月に廻達されているが、仙台藩への絵図作成の指示はなく、結局、「御絵図ハ御相給之内御禄高之方ニ而御取集御取調相成候」ということになり、水口・膳所藩が作成している。常陸・下総の領分については、元禄図作成のさいには、現地の代官を用掛に任じて絵図作成にあたっているが、今回は次のように行なわれた。

常州御領分御国絵図調之儀に付御代官所が御案内申来、並水戸様御

家来出役等ニ付龍ヶ崎御代官々相伺、別而御指図罷成居候儀も在之、尤御合給入交之場所ハ其向寄御高持之御方ニ而御取調被仰付候もの之由相聞得、尤絵図御渡も無之候間、此度御指出之分ハ御国許計ニ而可然奉存候、

すなわち、所領の錯綜した地域では、その地域で知行高の大きい大名が、絵図の作成を担当し、小給所には作成の義務がなかったのである。当然のことながら、絵図作成を担当した藩からの問い合わせ等はあるが、これらの点は、仙台藩の近江、新発田藩の陸奥飛地領の事例、および、新発田藩が絵図作成を担当した越後蒲原郡内の他領の処理の方法からも確認することができる。

つぎに、控絵図の作成の問題に移ろう。仙台藩は、国元勘定所の元禄図控図に直接懸紙を施し、その懸紙を清書して「御渡絵図」に貼りつけたのであるから、懸紙を施した元禄図控図が天保図の下絵図に相当する。江戸藩邸では、御納戸の元禄図控図に懸紙を施して控としている。このため、正規の控絵図の作成が、江戸・国元の双方から要請された。次の史料は、天保九年十二月十日付の国元勘定奉行の意見である。

弥右懸紙之通ニ而御届も相済候之上ハ、重き御届もの之儀永保仕候様御仕立方不相成候得ハ相成間敷、併御時節柄元禄之御扣絵図通杯ニ御仕立罷成候儀ニ而ハ過分之御入料も相懸可申、尤変地之ヶ所も聊之儀ニ御座候間、変地之所柄計切絵図ニ厚紙を以御仕立罷成、元禄之御扣絵図^ニ取合ものニ仕、其趣意委細御絵図^ニ品紙^ニ成共理書仕置候様ニも被成置候ハ御手易ニ出来、追年之御見合扣ニも罷成可然哉と吟味仕候、此度元禄之御扣絵図^ニ懸紙を以相直候分ハ、夏中御見分も相成候通粘付ニ仕置候処、右様にてハ粘性消失仕候ハ放々ニ相成可申、取放時々粘付御手入相成候而ハ持来之元禄御扣絵図迄も自然虫摘等相出可申哉も巨計、無幾年と往々御扣ニも罷成候重

き御絵図、当座ニ薄紙等を以被指置可申様も有御座間敷、彼是如是吟味仕相達申候、

このなかには「重き御届もの」、「重き御絵図」の表現にみられる国絵図に対する藩側の意識をみる事ができると同時に、その国絵図の控図の作成にも藩財政の窮迫が重い足枷をはめている天保期の特徴もまたみることが出来る。元禄図を例にとれば、藩側は、一舗仕立の大絵図を、献上絵図二舗、控絵図一舗は最低作成しているのに対し、献上の大絵図を作成する必要のない天保図の場合は、控絵図すら十分なものを作成しえない状況となっている。結局、仙台藩では、弘化三年に至り、江戸藩邸に備えてある元禄図控図の虫喰がひどくなり、国元勘定所の懸紙を施した元禄図控図一舗のみしかなくなるという事態から、天保九年の勘定奉行の意見にそって、九カ所分の懸紙のみを二部写し、御勘定所帳所と本丸御蔵に保管することとなった。また、「御添記録等ニも罷成居候事ニも無之候而者、追々何様之訳ニ而御切絵図等被相添置候哉御不分ニも可罷成」という意見があり、同じく弘化三年に編集されて、弘化四年に「御国絵図記録 五冊」二部が、勘定所帳所と本丸御蔵へ納められた。

結び

最後に、天保国絵図の作成過程を元禄のそれと対比させて要約しておく。元禄国絵図の場合、幕府は正保国絵図を諸藩等に借覧させ、国堺、郡堺、新田村、枝村、古城跡等々、かなり綿密な調査を求めた。諸藩側でも「別而御手重」の調査を行ない、足かけ五年を費して、献上図二舗を藩の責任で作成し幕府に提出した。これにいわば付属の書類として元禄郷帳も提出されている。

天保国絵図の場合、まず郷帳を作成し、そののち絵図作成を命じている。幕府は、元禄国絵図を等寸大に、だが一カ国を短冊型に何等分かに

裁断した「切絵図」で、しかも淡彩で薄紙の写を作成して諸藩に渡付し、現実との変地を懸紙によって訂正して提出することを求めた。藩側では、勘定所役人の内意をえて「至而御手輕」の調査によって、一年半たらずで「御渡絵図」に懸紙を施して幕府に提出した。幕府では、提出された「御渡絵図」に基づき、幕府自らの費用で、元禄図と同一様式で極大の天保国絵図を、一カ国ないし、一領につき二部作成した。この結果、諸藩の手元には、元禄図の場合、献上図の控図として極大の絵図が残されたが、天保図の場合、短冊型に等分に裁断された、薄紙に淡彩で、しかも懸紙を施した「御渡絵図」の控図が残されることとなった。⁽¹⁵⁾

提出図の控図として、幕府との関係では重要であったが、右にみたような作成過程であったため、日向高鍋藩では、薩摩藩の担当者から次のような教示をうけている。⁽¹⁶⁾

此度御調進ニ相成候御国絵図者村々高辻等も無之、先饒絵図ニ而、元禄度御渡申候絵図委敷方ニ而、向後御改之節、元禄度御渡申候御絵図之通御認御出在之候得者宜敷趣、得能彦右衛門殿・黒田新之丞殿被申聞候段申出候、

薩摩藩が日向国の絵図作成を担当したが、薩摩藩の担当者は、今後の絵図の作成にあたっては天保図では基準絵図とならないので、元禄図をそれにあてておくべきであると語っているのである。以上の点は、提出された「御渡絵図」に適宜の操作を加えて作成された天保国絵図の史料価値に、ある種の再考を求めるであろう。また、天保郷帳の作成が先行していることの意味を検討することを通して天保国絵図の性格を理解する必要があるので、天保郷帳の作成について分析しなければならないと考えられる。

註

(1) 「天保国絵図解題」(『天保国絵図 武蔵国』所収)

(2) 国立史料館所蔵の伊勢国絵図は二舗あるが、35W-1の分類番号をもつ「図第一号」は、元禄国絵図であり、35W-2の「図第二号」は、正保国絵図であり、天保のものではない。

(3) 内閣文庫には、原本が一一九舗あり、そのうち三六舗は重複、すなわち二部現存している(『内閣文庫未刊史料細目』上)。

(4) 「天保国絵図の仕上げ費用」(『月刊古地図研究』一〇一、二四頁)

(5) 元禄南部藩領図などと共に、仙台国税局から引き継がれた絵図とされている。仙台国税局が旧南部藩領も管轄地域としていたことから、何らかの経緯で収蔵したものであろう。

(6) このほかに確認されている天保国絵図の控絵図・写絵図には次のものがある。群馬県議会図書所蔵「上野国絵図写」。絵図の納められている箱の蓋の裏書に、「天保七申年四月、上野国御絵図御取調被為蒙仰、御相掛り松平右京様・板倉伊豫守様、同八四年十二月、御勘定所江被差出候御絵図写」とあり、七枚に分割されて七本の軸仕立になっており、彩色は淡彩であるという。また、天理図書館には、「大和国九分絵図」と題する絵図が所蔵されており、大和国を横に九等分したもののうちの二枚が伝存し、紙本淡彩であるという。この「切絵図」の形状の特徴から、天保国絵図の控図ではないかと推測できる(『東京大学史料編纂所報』第十四号、四七～四八頁参照)。なお、川村博忠氏が「天保肥前国絵図は、一国全図の控図、あるいはその転写図らしきものも地元には全く残っていない。ただ、天保国絵図事業の際に作成されたと考えられる部分図のうち、島原・大村・福江の各領分絵図、および平戸領のうち五島絵図が残っている」(「地元に残る肥前国絵図作成の関係資料」『佐世保工業高等専門学校研究報告』十四号、一四六～一四八頁)と述べている。豊長国絵図をはじめ、豊富な国絵図を伝存している肥前国にも、一舗に仕立てられた天保国絵図は現在しないことがわかり、また、残存する部分図とは、裁断された「切絵図」の一部でもあろうか。また、福井保「内閣文庫所蔵の国絵図について(統)」(国立公文書館報「北の丸」一〇号)が、「天保九戊戌年正月廿七日修理大夫久教公被指上候御絵図控」と裏書のある「豊後国絵図」を紹介している。それによると、一舗に仕立てられた大絵図で、国高、村数は元禄郷帳

と一致し、天保図作成のさいに元禄図を模写したものであると推定されている。とすると、この絵図は元禄国絵図の写絵図ということになるが、絵図裏書との関係が説明つかない。現在、国立公文書館では、一二〇×二四〇センチメートルの大きさの絵図以外はまったく閲覧を許可しないので、この豊後国絵図については保留するしかない。

- (7) この点は、黒田日出男「江戸幕府国絵図・郷帳管見(一)」(『歴史地理』九三一二)が指摘している。

- (8) 第四節で検討する仙台藩の事例からすれば、近辺で絵図作成を命じられた藩・代官が作成したと考えられる。

- (9) 両藩の絵図作成が遅延した理由の一つに、天保八年六月のいわゆる生田万の乱がある。「村上衆引受之内柏崎ニ而ハ嘸御承知ニも可有御座哉、陣内江狼藉者切入及乱妨候間、右変事ニ而御絵図調方之義杯打合候而も早速相分り申間敷哉之趣」と、柏崎陣屋の襲撃の影響を伝えている。

- (10) 「此節御諸家方より追々御差出ニ而機会も宜趣」と述べているので、この時期にかなりの藩が提出した模様である。

- (11) 註(3)で示したとおり、三六舗が重複しており、明らかに二部作成したことがわかるが、それ以外は一部しか伝存していない理由は不明である。なお、二部作成したのは、元禄図の献上図が二部であったことになったものである。

- (12) しかし、註(6)の上野国の場合、天保七年四月に「御渡絵図」が渡付されているので実態は不明だが、元禄図の写を作成する必要から、全国一斉には行なえなかったことが予想される。

- (13) 仙台藩の国絵図と関連史料については、『東京大学史料編纂所報』第十四号、四五～四六頁。

- (14) 内閣文庫所蔵の天保国絵図の罫紙には、「天保九年戊戌五月」と記され、絵図を収めるため勘定所で新調した木箱の蓋にも同様の墨書があるという(前掲福井氏解説)。これが成立時期と考えられているが、仙台藩の「御渡絵図」の提出はそれより遅れている。仙台藩が控絵図を作成したさい、

「但、右御絵図改天保七年十二月被仰渡、同八年ニ御献上可相成之所不分有之御日延被仰立、同九年九月御献上相済候、因茲同八年ニ御献上可相成

期に付、右絵図袋之銘書之年号天保八年ニ相記之」と袋書している。あるいは同じような理由で、天保九年五月に統一したことが考えられる。

- (15) 控図としては、越前藩のように、一舗の大絵図に仕立て、しかも藩独自の加工を施すものから、仙台藩の如く、懸紙のみの控図を作成するもので偏差がありうるが、本文で述べた作成過程からすると、金沢市立図書館所蔵の「加越能三州絵図」が、幕府に提出した天保国絵図に最も忠実な控図であると言えよう。

- (16) 「高鍋藩統本藩実録」(『宮崎県史料』第四巻、三三五～三三六頁。天保九年九月十六日の条)

補註

天保八年三月に、新発田藩の片岡勇が勘定方大竹庄九郎と面会して得た情報に、「一元禄度之諸書物無之、一海岸模様そくれう図江御突合、一御用多之時節見計可差出候」というものがある。ここから、「そくれう図」、すなわち伊能図が、天保国絵図にいかされたのではないかと推測される。